# 新総合火災共済

# ●専用住宅・併用住宅が補償対象

「建物」・「家財」そして特約で「設備・什器等」「商品・製品等」も共済の対象となります。

# わかりやすい



共済金のお支払い

自己負担額 損害共済金

新総合火災共済では、契約時に建物の再調達価額の評価を 適正に行った上でその範囲内で共済金額を設定して契約す るために、共済金額を限度に損害額から自己負担額(風災・ 電災・雪災のみ)を差し引いた額の全額をお支払いします。



「建物」・「家財」を 火災だけではなく 「もしもの災害」から守る 4つのプラン



万一の火災をしっかり補償

BTYPE

風・雹・雪の災害にも安心の補償



゙水濡れ・盗難等にも備えた充実補償



洪水などの水災にも備えた安心補償

※上記のA、B、C、Dの補償の記述はあくまで概要です。 詳しい補償についてはP5.P6をご確認ください。

# ご契約時の共済金額を限度に

# 「復旧に必要な修理費」をお支払いします。

(水災を除く)

従来の火災共済では、「時価額」の契約が主体となっていましたが、新総合火災共済では「再調達価額」として損害額\*が全額補償され、損害額の再取得が自己資金なしで可能となりました。

建物については、「評価済共済」として、事故発生時には建物の再評価を行うことなく、全損の場合は協定再調達価額をお支払いし、分損の場合は再調達価額ベースによる損害額をお支払いすることになります。なお、家財については、再評価を行ない損害額をお支払いします。

※復旧に必要な修理費をいいます。



# このパンフレットをお読みになる前に ▶▶▶ 押さえておきたい 「共済用語」

#### 被共済者 ひきょうさいしゃ

事故が発生した場合に損害を被られた方、すなわち共済契約によって共済の補償を受けられる方をいいます。

#### 時価額 じかがく

共済の対象の再調達価額から使用による消耗 および経過年数などに応じた減価額を控除した 額をいいます。

#### 再調達価額 さいちょうたつかがく

損害が生じた地および時において共済の対象 と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取 得するのに要する額をいいます。

#### 自己負担額 じこふたんがく

共済金をお支払いする事故が発生した場合に、契約者または被共済者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。損害額から自己負担額を差し引いた額を共済金としてお支払いします。(P5.4)の事故の場合)

#### 共済の対象 きょうさいのたいしょう

共済をつける対象のことをいいます。建物、家財が該当します。これらは、それぞれ別個に共済金額を設定してご契約をする必要があります。例えば、建物だけを契約した場合、家財の補償は受けられません。

#### 共済金 きょうさいきん

損害共済金、臨時費用共済金、地震火災費用 共済金、残存物取片づけ費用共済金または水 道管修理費用共済金をいいます。

#### 敷地内 しきちない

特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、 共済の対象の所在する場所およびこれに連続 した土地で、同一共済契約者または被共済者に よって占有されているものをいいます。また、公 道、河川等が介在していても敷地内は中断され ることなく、これを連続した土地とみなします。

損害額

#### 支払責任額 しはらいせきにんがく

他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金の額をいいます。

#### 通知義務 つうちぎむ

ご契約以降に、ご契約内容に変更が生じた場合に、共済契約者または被共済者が組合に遅滞なく連絡しなければならない義務のことです。 例えば、住居を店舗に改装した場合などが該当します。

#### 評価済共済 ひょうかずみきょうさい

建物について、共済契約の対象と同等の建物 を再築・再取得するために必要な額を基準とし て、組合と共済契約者との間で共済金額を定め ることをいいます。

#### 協定再調達価額 きょうていさいちょうたつかがく

建物について、共済の対象と同一の構造、質、 用途、規模、型、能力のものを再築または再取得 するのに要する額を基準として、組合と共済契約 者または被共済者との間で評価し、協定した額 で、共済契約証書に記載した額をいいます。

#### 告知事項 こくちじこう

危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって組合が告知を求めたものをいいます。(注)

(注)他の共済契約等に関する事項を含みます。

# 新総合火災共済の お引受けにあたって

# 居住用の建物

専用住宅建物または併用住宅建物をいいます。

※併用住宅であれば、店舗・事務所等も引受対象とすることができます。

# 住居内に収容される家財一式

家具や衣服、テレビ、洗濯機・冷蔵庫等の損害は「家財」を 共済の対象としてご契約いただかなければ補償されません!

# 「特約」

設備·什器等損害特約 商品:製品等損害特約

※併用住宅建物内の設備・什器等、商品・製品等も特約により補償の 対象とすることが可能です。

#### 1.補償対象

# 2.共済の対象および 共済の対象の範囲

#### 共済の対象 建物

#### 共済の対象の範囲

- ■「1つの建物」を全体の共済の対象とします。
- ■以下のものは「建物」と所有者が同じ場合は、建物に含まれます。
- ア.畳、建具その他これらに類する物
- イ.電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち、建物に付加されたもの
- ウ.浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち、 建物に付加されたもの
- エ.門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物

#### 共済の対象 家財

#### 共済の対象の範囲

- ■[1つの建物]内に収容される家財一式(物置等の付属建物内の収容家財を含みます。)を共済の対象とします。
- ■宝石、貴金属、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものや稿本・設計書等の明記物件は、共済契約証書に明記して家財に含めます。
- ※「建物」と「家財」の所有者が異なる場合において「建物」のア.からウ. までのもので、被共済者の所有する生活用のものは、特別の約定が ないかぎり、家財に含まれます。
- ※家財一式には、自動車、通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等は含まれません。ただし、通貨、預貯金証書、印紙、切手、または乗車券等は、盗難の場合のみ補償の対象とします。

#### 共済の対象 設備・什器等、商品・製品等

#### 共済の対象の範囲

■共済の対象となる建物の用途が「併用住宅」の場合にかぎり、「1つの建物」内に収容される業務用に使用されるデスクやパソコン、商品など設備・仟器等、商品・製品等を共済の対象とします。

# 3. 共済金の支払および 共済金額の設定方法

#### 「新価・実損払」のみの引受けです。

- ・建物:評価済共済となり、事故時の再評価を行わない。
- ・家財:評価済共済とならず、事故時に再評価を行います。

#### 共済金の支払 新価実損払

#### 共済金額の設定方法

- 「建物」の場合
- ①「建物」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出した上で共済契約者または被共済者と協定し、「協定再調達価額」を定めます。
- ②「協定再調達価額」の範囲内で、任意に「建物」の共済金額を設定します。

#### #12b

「建物」については、「評価済共済」となり、事故時に再評価を行いません。

#### 共済金の支払 新価実損払

#### 共済金額の設定方法

#### ■[家財]の場合

- ・①「家財一式」の新価(再調達価額)基準の評価額を算出します。
- ②[明記物件]を共済の対象に含めない場合は、新価基準の評価額で共済金額を設定します。
- ③ 「明記物件」を共済の対象に含める場合は、家財一式の新価基準の評価額と明記物件の時価基準の評価額で共済金額を設定します。ただし、明記物件の時価基準の評価額を下回る共済金額の設定はできません。

#### 共済金の支払 新価実損払

#### 共済金額の設定方法

■「設備・什器等損害特約」、「商品・製品等損害特約」をセットした場合 新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定します。

#### #126

「家財」については、事故時に再評価を行います。

#### **#126**

- 「設備・代器等」、「商品・製品等」については、事故時に再評価を行います。 共済の対象が商品・製品等の場合、盗難による損害はお支払いの対
- 象外となります。

### 4.共済掛金の割引

#### 「築浅割引」

建物を共済の対象とするご契約で、共済始期日時点において 建築年から共済始期年までの年数が20年未満である場合、 建物の共済掛金に対して、割引が適用されます。

#### … 参考 標準的な家財評価額表 (再調達価額基準)

(2022年10月現在)

	家族構成	1名	2名	3名	4名	5名
		独身世帯	夫婦	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供3名
	世帯主の年齢			44 4	44 44	444
	28歳未満		540万円	620万円	700万円	800万円
	28歳以上33歳未満		730万円	830万円	890万円	990万円
	33歳以上38歳未満	310万円	1,040万円	1,130万円	1,190万円	1,310万円
	38歳以上43歳未満 43歳以上48歳未満	3107H	1,260万円	1,360万円	1,440万円	1,540万円
			1,440万円	1,540万円	1,600万円	1,710万円
	48歳以上		1,530万円	1,620万円	1,680万円	1,790万円

### 5.共済掛金の主なお支払い方法

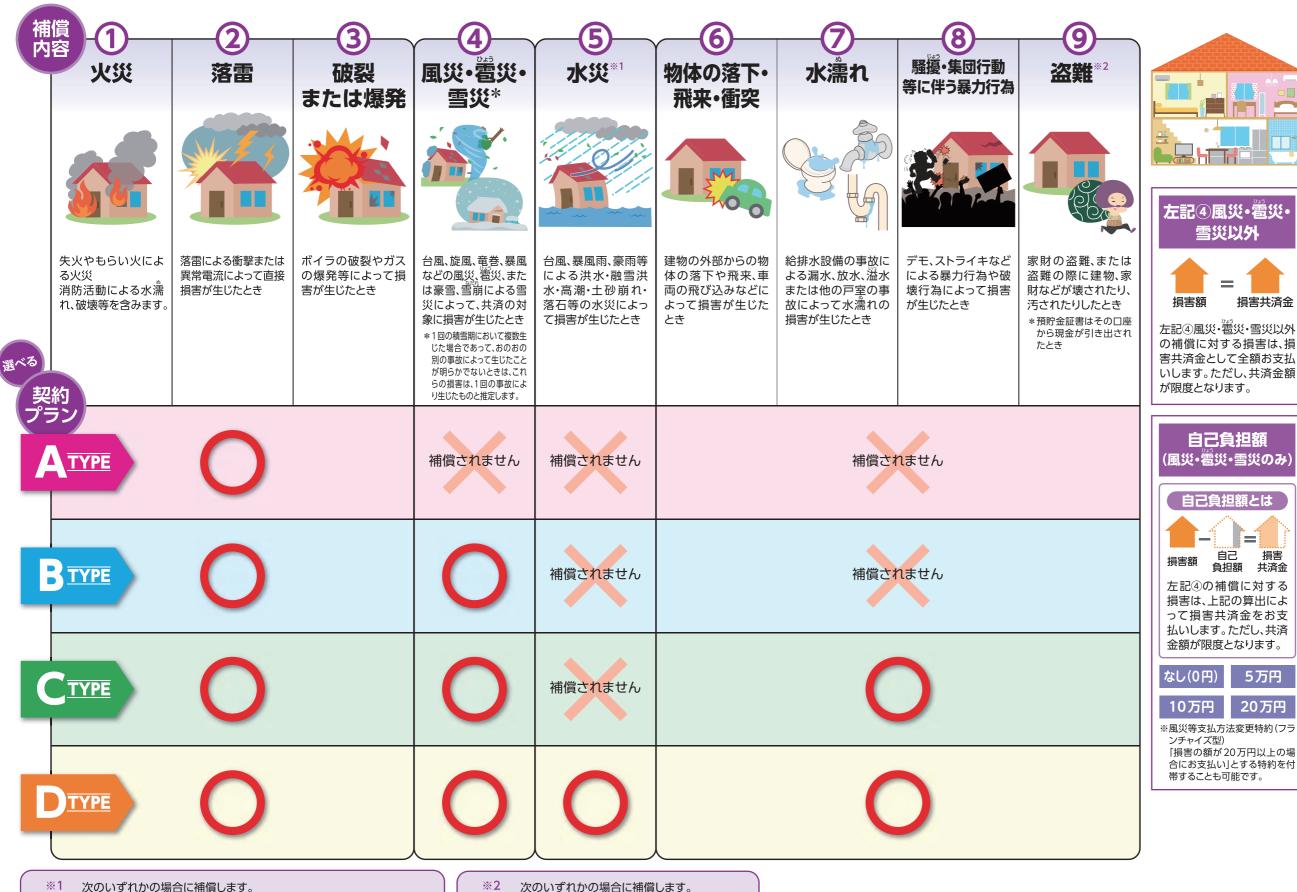
共済掛金のお支払い方法は右よりお選びいただけます。

※長期年払で初回より口座振替を選択していただいた場合、 契約年数に応じて割引が適用されます。 詳しくは取扱代理所または当組合へお問い合わせください。

	内容	直接集金	口座振替
一 時 払	1年契約について共済掛金をご契約時に一括払でお 支払いいただく方法です。	0	0
長期一括払	共済期間が1年を超える共済契約を一括払いでお 支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済特約」がセットされます。	0	0
長期年払*	共済期間が1年を超える共済契約について、この共済契約に定められ た総共済掛金を共済契約証書記載の回数および金額に分割してお支払いいただく方法です。「長期新総合火災共済共済掛金年払特約」がセットされます。	×	0

# 補償パターンについて

# 損害共済金の補償内容(ご希望の補償範囲に応じて4つの契約プランをご用意しました。)



### 費用共済金の補償内容

### 自動的にセットされる 各種費用の補償です。

#### 地震火災費用共済金

地震・噴火またはこれらによる津波 を原因とする火災で建物が半焼以 上、または共済の対象の家財が全 焼した場合は、共済金額の5%以内 で1事故1敷地内ごとに300万円 を限度としてお支払いします。



※Aタイプは補償されません。

雪災以外

自己負担額

自己

指害 負担額 共済金

5万円

20万円

損害共済金

損害額

#### ′ 残存物取片づけ費用共済金

損害共済金が支払われる場合に損 害を受けた共済の対象の残存物の 取片づけに必要な費用で実際にか かった費用をお支払いします。 ※実費(損害共済金×10%限度)



#### 水道管修理費用共済金

専用水道管が凍結によ って損壊を受け、これを お支払いします。(ただ

修理する場合の費用を 📗 し、パッキングのみに生じた損壊は 含みません。)

共済の対象に建物が含まれる場合のみ補 償します。

※1事故・1敷地内ごとに10万円限度

#### 損害防止費用

火災、落雷、破裂·爆発 による損害の発生およ び拡大の防止のために 必要または有益な費用 を支出した場合に、そ の損害防止費用の実費 をお支払いします。



#### 任意にお選びいただけます

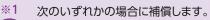
#### 臨時費用共済金

損害共済金に プラスしてお 支払いします。



or 限度額100万円

臨時費用 共済金なし



(ア)建物が対象である場合は、協定再調達価額の30%以上の損害が生じたと き、家財が対象である場合は、再調達価額の30%以上の損害が生じたとき

**水災** (イ)共済の対象である建物または共済の対象である家財を収容する建 物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が 生じたとき

(ア)建物の盗取・汚損・損傷(建物を対象とした場合)

(イ)家財の盗取・汚損・損傷(家財を対象とした場合)

(ウ) 現金・預貯金証書等の盗難(家財を対象と した場合)



主契約に付帯した場合のみ対象となり、 共済期間は最長5年です。

- ●主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
- ●共済の対象は併用住宅にかぎります。

#### ●共済金をお支払いする損害

建物に収容される、被共済者が所有する設備・代器等の動産について、主契 約の補償範囲(共済契約証書記載の事故の区分欄に「〇」の記載がある損害) にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。

#### ●特約共済金額

●新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定できます。(罹災時再評価) ● 「明記物件」を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額となり ます。

#### ●お支払いする損害共済金の額

		お支払い条件	お支払額
水災	Ę	床上浸水または地盤面より45㎝を超える浸水 *1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額×支払割合(25%) =損害共済金
盗 葷	i#:	業務用の通貨、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合は1回の事故につき1敷地内ごとに20万円を限度とします。	
<b>益</b>	難 明記物件の盗難の場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または額のいずれか低い額を限度とします。	損害額	
上記以夕	<b>ሉ</b>	再調達価額を限度とします。 *風災・電災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 フランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎります。	

●共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する業務用の 設備・什器等の動産にかぎります。

■共済金をお支払いできない主な場合

共済金をお支払いできない主な場合はP11をご覧ください。

主契約に付帯した場合のみ対象となり、 共済期間は最長5年です。

- ●主契約が建物のみ、家財一式のみ、建物および家財一式のいずれかの場合に付帯できます。
- 共済の対象は併用住宅にかぎります。

#### ●共済金をお支払いする損害

建物に収容される、被共済者が所有する商品・製品等の動産について、主契 約の補償範囲(共済契約証書記載の事故の区分欄に「〇」の記載がある損害) にかぎり、偶然な事故により損害が生じた場合に共済金をお支払いします。 ただし、盗難が主契約の補償範囲であっても商品・製品等はお支払いの対象 となりません。

#### ●特約共済金額

- ●新価(再調達価額)基準の評価額の範囲内で設定できます。(罹災時再評
- 「明記物件 | を共済の対象に含める場合は、その時価基準の評価額となり ます。

#### ●お支払いする損害共済金の額

	お支払い条件	お支払額
水 災	床上浸水または地盤面より45 cmを超える浸水 *1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円または損害の額のいずれか低い額を限度とします。	共済金額×支払割合(25%) =損害共済金
上記以外	再調達価額を限度とします。 *風災・雹災・雪災は損害額から自己負担額が差し引かれます。 フランチャイズ型を選択の場合は、損害の額が20万円以上の場合にかぎります。	損害額

▶共済金をお支払いする対象物

主契約の補償範囲内の事故によって損害を受けた方の建物に収容されている、被共済者が所有する商品・製品 等の動産にかぎります。

●共済金をお支払いできない主な場合 共済金をお支払いできない主な場合はP11をご覧ください。

#### 共済の対象から除外される主なもの

#### ①設備・什器等損害特約 (1)什器・備品等 (1)自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型そ

- の他これらに類する物およびこれらの付属品 (2) 商品・製品等(商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。)
- (3)義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他ごれらに類する物
- (4)移動電話(PHSを含みます。)等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
- (5) ラップトップまたはノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- (6)クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物

#### ②商品•製品等損害特約

- (2)家財
- 1、2共通 (1)船舶、航空機、自動車等、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物
- (3)テープ、カード、ディスク、ドラ人等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム。
- データその他これらに類する物
- (4)動物および植物

# 地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます。)・ 損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払います。

- ●住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。 ※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- ●動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- ●共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

#### 地震共済金額 1,000万円あたりの 共済期間1年の掛金

	住家物件 建物内に住宅部分 がある物件	非住家物件 建物内に住宅部分 がない物件		
イ構造(注1)	5,300円	7,700円		
口構造(注2)	8,100円	11,800円		
(注1) イ構浩 耐	火建築物 淮耐火建築	幼		

#### (注2)口構造 イ構造以外の建物

#### ●地震共済金のお支払いについて

この特約は、実際の修理費ではなく、損害の程度(「全壊」「大規模半壊」「半壊」)に応じて、地震共済金額の一定割合(100%、60%、30%)をお支払いします。

	指字の	20倍	認定の	お支払いする地震共済金	
	損害の程度		建物の主要な構成要素の損害割合	焼失または流失した床面積	の文仏いする地辰六月並
	全	壊	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	地震共済金額 ×100% (時価が限度)
	大規模半壊 建物の時価の40%以上50%未満		建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	地震共済金額 × 60% (時価の60%が限度)
	半	壊	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	地震共済金額×30%(時価の30%が限度)
			半壊に至らない損害(	(一部損含む)は地震共済金をお支払いできません	ν <sub>ο</sub>

損害の程度の認定は地方自治体が交付するり災証明書の被害認定に基づき地震共済金をお支払いします。り災証明書が発行されない場合は組合が上記の認定の基準に従って被害認定を行い地震共済金をお支払いします。

#### ●地震共済金額の設定方法

主契約の共済金額の30%から50%の範囲内で設定します。 ただし、1建物当たりの加入の上限額は1,000万円です。 ※区分所有建物の場合は、区分所有者ごとに限度額が設定されます。

#### ●地震保険料控除について

個人のご契約の場合、居住用建物を対象とするこの特約の共 済掛金は、地震保険料控除の対象となり、一定額がその年の ご契約者(共済掛金負担者)の課税所得から控除されます。 ※主契約の共済金額が5,000万円を超える場合は控除対象外です。

#### ●地震共済金をお支払いできない主な場合

- ●損害の程度が半壊に至らない場合
- ●門・塀・垣のみに生じた損害

#### ●その他

- ●この特約の共済期間(共済のご契約期間)は原則として1年間ですが、1年を 超える長期契約(最長5年)や1年未満の短期契約も可能です。
- ●お支払いする地震危険補償特約の地震共済金総額(1回の地震等につき会員 組合全体で80億円以内)を超える場合は、支払うべき地震共済金を削減して お支払いします。
- ●地震危険補償特約は他の保険や共済からのお支払い有無にかかわらず、地震 共済金をお支払いします。

主契約に付帯した場合のみ対象となり、 共済期間は最長5年です。

地震や噴火またはこれらによる津波によって建物内収容動産に損害が生じた場合に地震 見舞金をお支払いします。

●専用住宅および併用住宅に収容される生活用動産である「家財」が共済の対象となります。 ●共済の対象が全損、半損または一部損の場合に、1敷地内100万円を限度として見舞金を お支払いします。

#### この特約の共済金額100万円あたりの 共済期間1年の掛金

	収容動産
イ構造(耐火建築物、準耐火建築物等)	650円
□構造(イ構造以外の建物)	1,060円

#### ●地震見舞金のお支払いについて

特約共済金額100万円を付帯した場合

全損のとき	半損のとき	一部損のとき		
共済価額の80%以上	共済価額の 30%以上80%未満	共済価額の 10%以上30%未満		
100万円	50万円	5万円		
(特約共済金額の100%)	(特約共済金額の50%)	(特約共済金額の5%)		

契約限度額…地震見舞金特約における共済の対象は、主契約の建物内収容動産とし、この特約の共済金額は主契約の 10%以内で1敷地内の限度額を100万円とします。

#### ●地震保険料控除について

この特約には地震保険料控除は適用されません。

#### ●その他

お支払いする地震見舞金補償特約の地震見舞金総 額(1回の地震等につき会員組合全体で50億円以内) を超える場合は、支払うべき地震見舞金を削減してお 支払いします。

#### 地震危険補償特約・地震見舞金補償特約に関する注意事項

#### 【地震共済金・見舞金をお支払いできない場合】

- ・地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- ・損害の程度が全壊または全損と認定された場合は、その損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。
- ・地震に関する特約の共済掛金との合計額を領収する前に生じた事故

#### 【その他】

- ・地震に関する特約を単独でご契約いただくことはできません。火災共済にセットし、ご加入ください。
- ・72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。



# 焼見舞金補償特

主契約に付帯した場合のみ対象となり、 共済期間は最長5年です。

特約掛金

建物の構造や共済金額に関係なく

ご自分の家やお店が火事になってお隣やご近所が類焼してしまった場合に類焼先に見舞 金をお支払いします。

**一律年間掛金 1.500**円

- ●住宅に限らず、店舗、事務所、工場などの建物や建物内収容の機械や商品も類焼補償の対象と
- ●見舞金の額は一つの建物(建物内収容動産を含みます)ごとに300万円を限度にお支払いします。

いずれか低い額

50万円または時価損害額の

いずれか低い額

#### ●見舞金をお支払いする損害

ご契約された建物またはこれに収容される動産、ご契約された動産またはこれを収容する共済契約証書記載の建物から発生した火災、破裂または爆 発による事故の場合に対象となります。

#### お支払いする見舞金

損害の程度	お支払額
<b>類焼先が全損の場合</b> (時価の80%以上の損害)	300万円または時価損害額の いずれか低い額
類焼先が半損の場合 (時価の20%以上80%未満の損害)	150万円または時価損害額の いずれか低い額

類焼先が一部損の場合 (時価の20%未満の損害)

### ●総支払限度額

## 1事故につき3.000万円

- ●共済期間内に類焼見舞金を支払った場合は、類焼見舞金の額 を控除した残額を以後の共済期間に対する総支払限度額とし
- ●共済期間が1年を超える契約は契約年度ごとに 上記の規定を適用します。

#### ●見舞金をお支払いする対象物

上記の事故によって滅失、損傷または汚損(煙損害または臭気付着の損害を 除きます。)を受けた方の建物または建物に収容される動産

#### 次のものは除かれます(主なもの)

- 1. ご契約された建物・動産またはご契約された動産を収容する共済契約証 書記載の建物
- 2. ご契約された建物・動産の所有者およびその所有者と生計を共にする同 居の親族の所有する建物・動産
- 3. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- 4. 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
- 5. 貴金属、宝石および宝玉ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、 1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- 6. 建築中または取り壊し中の建物
- 7. 建売業者等が所有する売却用の建物
- 8. 国、地方公共団体等の所有する建物

#### ●見舞金をお支払いできない主な場合

- 1. 共済契約者、ご契約された建物・動産の所有者、またはその所 有者と生計を共にする同居の親族または、これらの者の法定 代理人の故意による損害
- 2. 類焼補償被共済者(損害を受けた方)または、その法定代理人 の故意または重大な過失または法令違反による損害
- 3. 類焼補償被共済者でない者が類焼見舞金の全部または一部 を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定 代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反による損 害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- 4. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動による損害
- 5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射 性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- 7. 共済掛金領収前に生じた事故による損害

主契約に付帯した場合にのみ対象となり、 共済期間は最長5年です。

#### ●共済金をお支払いする主な場合

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

#### ●共済金をお支払いできない主な場合

- 1. 被共済者の心神喪失または指図
- 2. 借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被共済者が自己の労力をもって行った仕事による場合を除きます。
- 3. 借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷等、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 4. 被共済者が次の①または②のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被共済者が被る損害
- ①被共済者が損害賠償に関し貸主との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任
- ②被共済者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

# 損害共済金をお支払いする場合

						1	
補償の種類	共済金をお支払いする主な事例*		お支払し	ハする共派	<b>全</b> 金	共済金	をお支払いしない主な場合
①火災	隣家が火災になり、自宅にも延焼し 半焼、残った部分も水浸しで建て 替えとなった。	【 <b>建物】</b> 次の算式によ ただし、基本			ます。 限度とします。	られ 族等	約者、被共済者(補償を受ける方)、またはその同居の親の故意もしくは重大な過失しは法令違反によって生じた
②落雷	落雷により配電盤・給湯器ユニット・空調機ユニットの動作不能となり交換工事が必要となった。	損害の額*1 - 自己負担額*2 = 損害共済金  ※1損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(協定再調達価額限度)  ※2風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎります。		損害 ●地震 波(以	・噴火またはこれらによる津 人下地震等といいます。)に		
③破裂または 爆発	たばこの火が充満していたガスに 引火したことにより爆発が発生し、 建物に損害が生じた。			旧するために必要な費用をいいます。(協定 再調達価額限度)		●地震等によって発生した事故 延焼または拡大により生じた	
<b>④風災</b>							によって延焼または拡大し   害(地震火災費用共済金を
雪災	た。 ・雪の影響で、建物の屋根・外壁に 損害が生じた。		金、切手、		場合は、⑨盗難の 書等の盗難は補償	お支 ●風、雨 これ	払いする場合があります。) 京、雪、雹または砂塵その他 らに類するものの漏入によ じた損害
⑤水災	台風による大雨により浸水が発生 し、建物の棟の高さまで完全に水 没した。	【 <b>家財】</b> 次の算式によ ただし、基本		· - <b>-</b>	ます。 限度とします。	●損害 つ[6 盤面	割合が30%未満であり、か 関物の床上浸水」または「地 より45㎝を超える浸水」に
		損害の額*1 - 自己負担額*2 = 損害共済金			至らない水災によって生じた損害		
		※1 損害の額とは再調達価額を基準として算出し、共済の対象を事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。(再調達価額限度) ※2 風災・雹災・雪災による損害の場合にかぎります。			の損 に生 ●共済 性能 生じが ●自然	<ul> <li>給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害</li> <li>共済の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによって生じた損害</li> <li>自然の消耗または劣化によって生じた損害</li> </ul>	
⑥建物外部 からの 物体の落下、 飛来、衝突	自動車の当て逃げにより建物の外 壁に亀裂が生じ、交換工事が必要 となった。	明記物件の盗難の場合、組合が支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財の共済金額のいずれか低い額を限度とします。		●すり ち、落 損傷	傷、かき傷、塗料のはがれ落 落書き等の単なる外観上の や汚損		
⑦水瀟れ	排水管が詰まり、汚水が溢れる水 濡れ損害が発生し、床の張り替え が必要となった。	現金・切手・預貯金証書等の盗難の場合、組合が 支払う損害共済金の額は、1回の事故につき、1敷 地内ごとに、下表の金額を限度として、損害の額 を支払います。					
8騒擾·集団	自宅前で集団による破壊行為が発生し、自宅の塀や壁が破壊されて	事故の種			限度額		
行動等に併う 暴力行為	ということの場で壁が破壊されてしまった。	通貨、印紙、乗車券等の		20万円			
9盗難	空き巣の被害にあい、硝子サッシ を壊された。	預貯金証書			または家財の共 いずれか低い額		
通貨、 預貯金証書 等の盗難	家財が共済の対象である場合において、共済契約証書記載の建物内における生活用の通貨、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等(有価証券およびその他これらに類す	が対象で (イ)共済の対	【⑤水災】 (ア)建物が対象である場合は、協定再調達価額の3 が対象である場合は、再調達価額の30%以上の (イ)共済の対象である建物または共済の対象であ または地盤面より45cmを超える浸水により損			上の損害か ある家財	「生じたとき を収容する建物が床上浸水
	る物を除きます。)の盗難。			)対象に30 害が生じた	( ) )	よ地盤面より45cmを超える浸水	
	注		が以上の損	ED TOIC	共済の対象に159 未満の損害が生じた		共済の対象に15%未満の損害 が生じたとき
		共済金   損害額(修理費)   支払限度額(共済会		きとして支払 とに300万 のいずれか			
		(注)建物については協定再調達価額に対する損害 度となります。			- - 対する損害の程度、	家財について	ては再調達価額に対する損害の程

\*家具や家電製品などは建物とは別に"家財"を共済の対象としなければ、損害を受けても共済金のお支払いができません。